

消費者教育推進地域協議会の役割について

参考資料

消費者教育とは・・・

契約などの法教育、環境教育、金融教育、ネットリテラシー、防災教育、主権者教育 など自ら考え行動する消費者になるための教育
→これらの学びを通じて「消費者トラブルの未然防止」や「SDGs（ターゲット12「つくる責任 つかう責任」など）」の推進を図る

消費者教育は社会生活の様々な場面で実施（知らず知らずも含む）されており、様々な主体が消費者教育の実施主体となり得る

家庭で・・・

子どもとお小遣いの使い方を考える、パートナーと将来のマネープランを考える、ごみの減量に取り組む、高齢な家族へ悪質商法の注意喚起 など…

職場で・・・

社員研修、消費者視点での開発・サービス展開（消費者志向経営）消費者向けの講座・セミナーの実施 など・・・

教育機関で・・・

教育課程における学習、専門的な学び（大学・専門学校など）

実施主体となりうる関係者で集まりアイデアを持ち寄ることで、市域においてより効果的・効率的に消費者教育を進めていくことができる

→ 消費者教育推進地域協議会



消費者教育推進地域協議会イメージ図

